

令和5年9月

# 第三回定例会議案

【経済分科会審査分抜粹】

熊 本 市



## 目 次

議第 168 号	熊本市附属機関設置条例の一部改正について……………	1
議第 169 号	熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について……………	3
議第 170 号	熊本市火災予防条例の一部改正について……………	5
議第 171 号	熊本市自治基本条例の一部改正について……………	9
議第 172 号	犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部改正について……………	11
議第 173 号	熊本市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	15
議第 174 号	熊本市記念館条例の一部改正について……………	19
議第 175 号	熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	21
議第 176 号	熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正について……………	23
議第 177 号	熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について……………	25
自議第178号 至議第219号	市道の認定について（42路線）……………	27
自議第220号 至議第226号	市道の廃止について（7路線）……………	31
議第 227 号	熊本市及び玉名市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について……………	33
議第 228 号	公の施設の他の団体の利用に関する協定について（玉名市）……………	41

議第 229 号	公の施設の他の団体の利用に関する協定について(美里町) .....	43
議第 230 号	財産の取得について(高規格救急自動車) .....	45
議第 231 号	財産の取得について(はしご付消防車(40m)) .....	47
議第 232 号	財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車) .....	49
議第 233 号	工事請負契約締結について(東部環境工場機能維持事業基幹的設備改良工事(第2期)) .....	51
報第 38 号	財政の健全性に関する比率について .....	53
報第 39 号	資金不足比率について .....	55
報第 40 号	債権の放棄の報告について(熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄) .....	57
報第 41 号	専決処分の報告について(市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立) .....	61
報第 42 号	専決処分の報告について(市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起) .....	63
報第 43 号	専決処分の報告について(一般県道砂原四方寄線(池上工区)谷尾崎高架橋下部工(P2)工事請負契約の変更) .....	65
報第 44 号	専決処分の報告について(一般県道池上インター線池上インター橋(区間①-1-1)橋梁鋼上部工工事請負契約の変更) .....	67
報第 45 号	専決処分の報告について(都市計画道路池田町花園線外1線道路改良工事請負契約の変更) .....	69
報第 46 号	専決処分の報告について((長寿命化)火の君文化センター空調設備その他改修工事請負契約の変更) .....	71

報第 47 号	専決処分の報告について（北区役所耐震改修工事請負契約の変更）	73
報第 48 号	専決処分の報告について（富合小学校校舎増改築工事請負契約の変更）	75
報第 49 号	専決処分の報告について（桜井小学校第17棟校舎長寿命化改良工事請負契約の変更）	77



熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表55の項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同表に次のように加える。

92	熊本市文化芸術推進基本計画策定委員会	熊本市文化芸術推進基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。
93	熊本市宿泊税検討委員会	本市における宿泊税の導入に関する事項を審議する。
94	熊本市盛土対策検討委員会	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく規制区域の指定その他盛土等に係る対策の在り方について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の表55の項の改正規定は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。